

「国民の司法」を育てる300人委員会 設立趣意書 —国民主役で「公正で透明な責任ある社会」の実現を—

平成13年6月12日に政府に提言された司法制度改革審議会意見は、21世紀の我が国のあるべき姿として、国内的には、事前規制型社会から事後監視型社会への転換を基本に据え、地方分権の推進、国民への説明責任（アカウンタビリティ）の徹底と透明な行政の実現を図るとともに、国際的には、加速度的に進むグローバル化の中で、自由かつ公正な国際社会の形成に積極的に寄与することを掲げました。

国民の自由で創造的な活動を促し、より主体的・積極的にその社会経済的生活関係を形成することこそ構造改革の狙いであり、私たちはこの考え方を支持するものであります。

同意見書は、このような個人の尊重を基礎に独創性と活力に充ち、国際社会の発展に寄与する開かれた社会を創造するためには、公正で透明なルールを提供する法を維持・形成する司法の役割が不可欠であるとの考え方に立ち、司法制度の抜本的な改革を提言されました。

これを受けて、今般の司法制度改革により、迅速な裁判の実現、新しい法曹養成制度としての法科大学院制度、個人や企業がいつでもどこでも法的サービスが受けられる総合法律支援制度、国民が刑事裁判に参加する裁判員制度等が成立しました。

今日、我が国社会において、耐震偽装問題やライブドア問題、さらに談合問題に象徴されるように、さまざまな分野において規制改革が公正で透明なルールの確立にしっかりと裏付けられていないばかりか、ルールを解釈・適用する司法制度が依然として未整備であるため、法に正面から違反し、あるいは法の間隙を縫うような行為が後を絶ちません。

5年前に司法制度改革審議会意見が主張したように、公正で透明な責任ある社会への転換は今こそ、その実現が強く求められており、私たちは、その転換が未だに道半ばであることへの強い危機感と、実現を加速しなければならないという焦燥感を禁じ得ません。

しかしながら、法科大学院からは今春初めての卒業生が生まれ、新司法試験が実施されました。司法へのユビキタス・アクセスを目指す日本司法支援センターも今春設立され、業務開始は今秋です。さらに裁判員制度の施行は平成21年となっています。これらの司法改革が適宜適切に実施され、国民に使いやすいインフラとして定着、発展するかは、政府をはじめ司法関係者の努力と、そして国民のバックアップにかかっています。

私たちは、公正、透明なルールに基づく責任ある社会を実現するため、国民が主体となって今般の司法制度改革で誕生したこれら諸制度を育成し、定着させ、活用していくための取り組みが必要であることを痛感しております。そこで私たちは、司法制度改革を支援してきた司法改革国民会議の活動を継承しつつ、ここに、「『国民の司法』を育てる300人委員会」を立ち上げることに致しました。

私たちは、司法制度改革に関わられた方々をはじめ、利用者である国民各層の方々とともに、広くネットワークを形成し、一連の司法制度改革のフォローアップ活動を進めるとともに、公正で透明な責任ある社会の実現に向けて、司法制度の更なる改革や司法が取り組むべき諸課題について積極的に問題提起と提案を行っていく所存です。

「国民の司法」を育てる300人委員会

発足シンポジウム決議文

本日のシンポジウムにおいて、私たちは、公正で透明な責任ある社会、信頼できる社会を実現するためには、これまで進められてきた諸々の司法制度改革を育て、定着させ、活用していく国民的なネットワークの形成が今まさに求められていることを確認した。そして、司法制度改革が未だ道半ばにあることを再確認し、国民一人ひとりが主役となって、新しい社会を切り開いていくための国民的な運動が必要であるとの決意を新たにした。

このような認識のもと、私たちは、本日の実りある討論を糧にしつつ、次の5点を目標に掲げ、当面の活動を進めることをここに決議する。

1. 私たちは、司法制度改革審議会意見書5周年にあたり、審議会意見書に基づいてこれまで進められてきた諸々の司法制度改革について、利用者である国民の立場から総括的な検証・評価を行ない、これを出発点として今後の改革のあるべき姿や残された課題について提言を行ない、国民的な議論を喚起する。
2. 私たちは、国民一人ひとりが統治主体としての自覚を持ち、法の精神や社会のルールを尊重し、それぞれの生活や仕事の現場において「自律的統治」の意識を確立するよう、法教育のあり方を含め、倫理意識を醸成する国民的な議論を促進する。
3. 私たちは、自律的で個性豊かな信頼感あふれる地域社会を形成するため、自治体や各地域の教育機関、法曹関係者ととも地方分権時代の司法のあるべき姿や、人々の生活の営みや自治の現場における法律家の役割について検討し、モデルとなるような先駆的な取り組みを全国に紹介し、広く議論を喚起する。
4. 私たちは、名実ともに、「国民の司法」を実現するため、政府の取組みを支援し、さらに促進するための活動を行なうとともに、関係各方面に呼びかけ、各界がより一層緊密な連携のもとに改革を進めるための環境整備に努める。
5. 私たちは、司法を国民のものとするための全国的な運動をめざして、志を同じくする国民各界各層に働きかけ、300人委員会を500人委員会、千人委員会へと発展させていく決意である。その際、とりわけ、地域を担う自治体関係者や次の時代を担う若い世代、国民の半数を占める女性、そして、司法へのアクセスが十分でなかった方々に参加を働きかけていくこととする。

平成18年6月24日

「国民の司法」を育てる300人委員会・発足シンポジウム